

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

2024年11月号

## Dプロニュース

ご連絡先:

〒231-0013

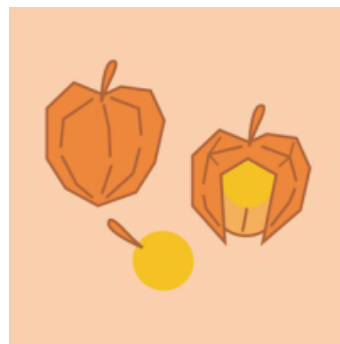
横浜市中区住吉町 4-45-1 関内トーセイビルⅡ 10階

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: [info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

HP: <https://www.d-produce.com>

<https://d-produce-yokohama.com>



### 労働者不足の対処方法 ～厚生労働省の調査より

厚生労働省の「労働経済動向調査(令和6年8月)の概況」(※)が公表されており、調査項目の1つとして、「労働者不足の対処方法に関する事項」が盛り込まれています。

人手不足に悩む事業者(同調査では労働者が不足している事業所の割合は80%に上る)にとっても参考になるものと思われます。

(※)令和6年8月1日現在の状況について、令和6年8月1日～8月7日に調査。

#### ◆労働者不足の対処方法

過去1年間(令和5年8月～令和6年7月)に行った労働者不足への対処方法について、割合の大きかったものから順から見てみます。また、今後1年間(令和6年8月～令和7年7月)についての結果も見てみましょう。

(いずれも複数回答)

【1位】「正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加」(過去1年間 59%、今後1年間 60%)。

【2位】「在職者の労働条件の改善(賃金)」(過去1年間 55%、今後1年間 48%)。

【3位】「臨時、パートタイムの増加」(過去1年間 40%、今後1年間 41%)

【4位】「派遣労働者の活用」(過去1年間 38%、今後1年間 35%)

【5位】「求人条件の緩和」(過去1年間 36%、今

後1年間 34%)

求人条件の緩和内容としては、賃金、労働時間、休暇、学歴、必要資格・経験等の緩和が挙げられています。

【6位】「離転職の防止策の強化、又は再雇用制度、定年延長、継続雇用」(過去1年間 34%、今後1年間 36%)

離転職の防止策としては、労務管理(労働条件以外の福利厚生、労使関係など)の改善や教育訓練の実施などが挙げられています。再雇用制度には定年退職者だけでなく、子育てのためにいったん退職した女性などを再雇用する仕組みも含まれています。

【7位】「在職者の労働条件の改善(賃金以外)」(過去1年間 31%、今後1年間 31%)

在職者の労働条件の改善内容としては、休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援や復帰支援制度の充実などが挙げられています。

【8位】「配置転換・出向者の受入れ」(過去1年間 25%、今後1年間 24%)

【9位】「省力化投資による生産性の向上・外注化・下請化等」(過去1年間 16%、今後1年間 19%)

【厚生労働省「労働経済動向調査(令和6年8月)の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudu/koyou/keizai/2408/>

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等 人材確保・育成コース)の要件が緩和され ました

### ◆過重労働解消へ向けた取組みとして

厚生労働省は、「過労死等防止対策推進法」に基づき毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどを行っています。

過労死等の件数は近年高止まりの状況にあるとされ、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が、建設の事業、自動車運転の業務、医療に従事する医師等にも適用されることもあり、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行うことが求められています。

### ◆長時間労働が行われていると考えられる事業場等への重点監督

月間中は、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などが行われ、その対象は以下の事業場等とされています。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
  - ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- 重点的に確認する事項としては、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか、賃金不払残業が行われていないか、不適切な労働時間管理はないか、長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の有無等としています。

### ◆過重労働防止と労働者の健康

政府の令和5年版「過労死等防止対策白書」の概要によれば、就業者への調査で、理想の睡眠時間を6時間以上とした人が9割を占めた一

方、実際に6時間以上確保できた人は全体の半数であり、産業医の視点から、過労の症状における睡眠がとれなくなることの危険性が指摘されています。

労働時間が長くなるほど睡眠時間は短くなる傾向にあります。企業としては、今後もこのような労働者の健康問題を踏まえ、過重労働防止の施策を考えていく必要があります。

【厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35661.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html)

## 厚生労働省が「就職氷河期世代支援 特設サイト」をリニューアル

就職氷河期世代とは、バブル崩壊後の1990～2000年代、景気悪化のため新卒採用が他の時期に比べて厳しかった時代に就職活動を行った世代を指す言葉として、広く使われています。就職氷河期世代の人は、長年不安定な雇用形態や無業を強いられていたり、十分なキャリアを積めていなかったりと、課題を抱える人が多く、国を挙げて取り組むべき課題とされています。

### ◆政府支援「第一ステージ」から「第二ステージ」へ

政府は、2020年から2021年を就職氷河期支援の「第一ステージ」と位置付け、「就職氷河期世代支援プログラム(3年間の集中支援プログラム)」として各種支援を行ってきました。そして、2023年から2024年を「第二ステージ」と位置付け、2023年12月には、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」を策定しました。同計画では、「第一ステージ」の総括的検証を踏まえた施策の見直し等を行い、より効果的な支援に取り組むとした方針に基づく施策・事業の具体的内容について定めています。

### ◆特設サイトのリニューアル

また、今月、厚労省が「就職氷河期世代支援特設サイト」をリニューアルしています。同サイトでは、就職氷河期の求職者等のニーズや状況にあわせたさまざまな支援窓口の紹介がされています。また、事業主向けに、就職氷河期世代の活躍支援のための各種助成金の紹介や好事例集が掲載されています。

助成金については、以下が紹介されています。

- ① トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
- ② 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
- ③ 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）
- ④ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

また、事例集では、医療・福祉業やサービス業など12の事業主の事例が掲載され、各事業主の就職氷河期世代採用の背景や、応募や採用のステップが紹介されています。このなかでは、就職氷河期世代の採用の好影響として、若手と高年齢社員の中間層となることや、社会経験の豊富さからくる対応力などが挙げられています。

人手不足への対応、組織の活性化という観点からも、就職氷河期世代の採用を検討してみたいかがでしょうか。募集方法や助成金など、詳しいことは当事務所にお気軽にご相談ください。

【厚生労働省「就職氷河期世代支援 特設サイト」】

[https://www.mhlw.go.jp/shushoku\\_hyogaki\\_s\\_hien/](https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_s_hien/)

## 11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出[税務署]

### 12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 編集後記

秋も深まり、日中は少し暖かさが残るものの、朝晩は肌寒さを感じるようになりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。D・プロデュースの千葉です。

日中はまだ少し暑さが残っており、衣替えのタイミングに悩んでいます。朝晩の冷え込みを考えると厚手の服を出そうかと思いつつ、昼間に外を歩くと汗ばむこともしばしば。つい昨日も薄手の

ジャケットで出かけたら、午後には暑く感じてしまい、早く完全な秋が訪れてほしいなと思っています。

そして、食欲の秋でもありますね。最近はずいぶん食べすぎてしまうことが多く、季節の味覚を楽しむうちに体重が増えてしまわないかと心配しています。この時期はついつい美味しいものに手が伸びてしまうので、食べることも楽しみつつ、少し気をつけなければと反省しています。

さて、労務関係では最近「マイナ保険証」が話題になっています。2024/12/2 より従来の健康保険証の新規発行が停止され、いよいよマイナンバーカードとの一体化が進みます。(お手持ちの健康保険証は12/2以降も1年間は使えますよ)これにより、健康保険証を持ち歩く必要がなくなる一方、マイナンバーカードの普及率や利用方法に関してはまだ議論が続いています。実際に利用が進む中で、どのような問題や利便性が浮き彫りになるのか、今後の動向に注目していきたいと思います。

これから少しずつ寒くなっていきますので、皆様どうぞお体にはお気をつけてお過ごしください。

今後とも D・プロデュースをよろしくお願いいたします。